

堤防除草に伴う刈草の無償提供について

久慈川・那珂川の堤防では、流域の安全・環境を守るために堤防除草を実施しています。この堤防除草で発生した刈草を資源のリサイクル及びコスト縮減の観点から農家、畜産農家、酪農家等、希望される方々に無償提供いたします。

刈草の無償提供を希望される方は【刈草無償提供の主な条件】1～4に留意の上、【問い合わせ先】まで御連絡ください。

(その他詳細については、お問い合わせ時にお話いたします。)

【刈草無償提供の主な条件】

1. 刈草については、集草までを国土交通省常陸河川国道事務所で行い、積込み運搬については、刈草の提供を受ける方の負担において実施していただきます。
2. 刈草の積込み運搬時に河川管理施設及び許可工作物等に損傷を与えた場合は、刈草の提供を受ける方の負担において国土交通省常陸河川国道事務所の指示のもとに原形に復旧していただきます。
3. 提供した刈草に異物等が混入しても国土交通省常陸河川国道事務所は、一切の責任を負いません。
4. 提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても国土交通省常陸河川国道事務所は、一切の責任を負いません。

【お問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
河川管理課 河川維持係

TEL 029-240-4071 (8:30~17:15)

【除草前状況】



【除草作業状況】

